

第 221 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 5 月 25 日(水) 午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 50 分

2. 場 所 横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (36名)

1番 高橋 政伸	2番 中林 孝	3番 立石 覚	4番 若槻 隆季
5番 大坂 茂	6番 足立 信子	7番 古田川 光彦	8番 内田 吉彦
9番 藤原 康正	10番 石原 隆幸	11番 石原 敬士	13番 磯田 光徳
14番 藤原 功	15番 宇田川 光好	16番 安部 備造	17番 勝部 定次
18番 金倉 弘美	19番 和久利 勝	20番 八澤 幹夫	21番 若槻 進
23番 和久利 健	24番 高橋 正敏	25番 石原 宏二	29番 藤原 功
31番 山田 幸則	32番 福本 成美	33番 安部 治美	35番 松原 康夫
36番 岩田 孝史	37番 若槻 保	38番 堀江 敏久	39番 永濱 孝之
40番 石原 博	41番 足立 康夫	42番 松島 昭夫	43番 原田 二郎

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長補佐 福田 貴美子
農林振興課 主任主事 廣田 駿二

5. 欠席委員 (7名)

12番 松原 武雄	22番 藤原 克巳	26番 賀元 春男	27番 若月 勝久
28番 藤原 修	30番 小池 誠	34番 卜藏 秀夫	

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報告第1号 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定・一括方式)

議案第5号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

議案第6号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第221回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は12番松原委員。出席者は18名中17名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、4番 若槻委員、5番 大坂委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和5年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積498㎡他で3,153㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和5年4月14日。解約の理由、所有権移転のため。 番号2、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田・畑。面積1,333㎡他で12,252㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和5年3月13日。解約の理由、双方の合意による。 番号3、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,048㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△ 住所 ●●●●番。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和5年3月13日。解約の理由、双方の合意による。 以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案の訂正をお願いします。議案番号2 地番の下段、合計の欄ですが、上段カッコ内「田2筆」を「3筆」に、田の合計を「3,692㎡」に、訂正をお願いします。 説明に入ります。 議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和5年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/畑・田、現況/畑。面積1,249㎡他で計2,068㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、

事務局	権利取得後の経営面積は82. 6aです。対価は10aあたり◇◇◇◇円です。資料1の①から②に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は539㎡他で3, 692㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は877. 72aです。対価は10aあたり◇◇◇◇円です。資料2に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると、見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号2について25番石原委員、よろしくお願いいたします。
25番	議案第1号番号1から番号2につきまして25番石原が補足説明をさせていただきます。 番号1について、場所は□□□□、■●●●に集中しています。資料1－①に■●●●さん宅がございしますが、こちらが○○○○さんのご実家です。ご両親が亡くなられて、○○○○さんは▲▲▲▲へ出ておられて、こちらを引き払われるということで、処理をされたものです。資料中、上のマル内に地番□□□□と■●●●が入っておりまして、下のマル内が□□□□番地ということでございます。■●●●番地は資料1－②にございます。□□□□に位置します。なかなか買い手がつかず、この案件を担当されました■●●●さんが買い取ったということでございます。 番号2について、譲渡人は同じでございます。譲受人は△△△△さん、この辺りで農業をされています。場所としましては、□□□□が地番■●●●です。□□□□が■●●●、□□□□が■●●●と連続しています。これまで△△△△さんが作っておられて、何ら差し支えないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1から番号2について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。令和5年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積708㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■●●●。転用目的 倉庫等、施設等 農業用倉庫。転用理由は、町道■●●●線道路改良工事に伴い既存の農業用倉庫(二階建て)の移転を余儀なくされたことから隣地の土地に用地を確保し移転改築する。除地については、県の同意を得て、
事務局	

	令和5年2月28日付けで公告されています。資料3に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□、1筆。地目は登記簿/現況 田。面積224㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。転用目的 倉庫等、施設等 物置。転用理由は、農機具の大型化等に伴い現在の納屋では手狭になり増築したい。除地については、県の同意を得て、平成5年に公告されています。資料4に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、31番山田委員、補足説明をお願いします。
31番	議案第2号番号1につきまして31番山田が補足説明をさせていただきます。 場所は、□□□□になります。こちらの道路が5m道路に拡張されることになり、ちょうど道路沿いにある○○○○さんの倉庫がこれにひっかかるということです。周辺は谷沿いで、用地としては、倉庫のすぐ隣の田圃を除地して移転するしかないという状況でございます。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、39番永濱委員、補足説明をお願いします。
39番	議案第2号番号2につきまして39番永濱が補足説明をさせていただきます。 現地は、□□□□地区の■■■■地内、□□□□自治会にございます。場所は、■■■■と、○○○○さんのお宅があり、そちらに隣接する田圃でございます。農用地でございますが、周囲に排水や日照の問題等ございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。

議長	次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積220㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。譲受人氏名 △△△△ 住所 ●●●●番。職業 ■●●■。転用目的 露天駐車場、施設等 露天駐車場。申請理由 譲受人が□□□□において使用する駐車場が不足しているため、申請地所有者より申請地を譲り受けた後、露天駐車場に転用したい。対価◇◇◇◇円。除地については、県の同意を得て、平成31年3月12日に公告されています。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、41番足立委員、補足説明をお願いします。
41番	議案第3号番号1につきまして41番足立が補足説明をさせていただきます。 該当地は、□□□□地内でございます。△△△△さんが譲り受けられます。荒廃した遊休農地で、山林化しており、駐車場に転用するということです。 よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定・一括方式)上程します。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構公益財団法人しまね農業振興公社を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,106㎡他で計1,539㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用目的は田、期間は9年7ヵ月、使用貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、38番堀尾委員、補足説明をお願いします。
38番	議案第4号番号1につきまして38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 場所は、□□□□にある2つの農地です。これらの農地は、ここ数年保全管理をされていましたが、耕作はされていませんでした。△△△△さんが今年から譲渡された隣接地での耕作に併せて作るということです。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)上程します。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,764㎡他で3,595㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積は、ご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田、期間は2年7ヵ月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積2,238㎡他で11,147㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積は、ご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田または畑、期間は5年、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,930㎡他で8,660㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田、期間は9年11ヵ月、賃貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,505㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積は、ご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,170㎡他で11,209㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積は、ご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,754㎡。内容は

	新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積は、ご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、574. 4aです。利用目的は田、期間は3年、解除条件付き賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号2について、3番立石委員、補足説明をお願いします。
3番	議案第5号番号1から2につきまして3番立石が補足説明をさせていただきます。 番号1について、こちらの農地は、□□□□の田圃でございます。以前から△△△△さんが耕作をされており、更新ということでございますので、問題はないかと思います。 番号2について、こちらの農地は、□□□□地区■●●●自治会にございます。こちらも再設定ということで、△△△△さんが以前から耕作をされており、認定農業者として頑張っていたでいます。問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1から2について承認することに決しました。 続いて番号3について、5番大坂委員、補足説明をお願いします。
5番	議案第5号番号3につきまして5番大坂が補足説明をさせていただきます。 □□□□が申請の場所でございます。△△△△さんは■●●●自治会の方で、○○○○さんの圃場は、△△△△さん宅の裏側に当たります。△△△△さんは畜産農家で、牧草を管理するということです。熱心に農業に取り組んでおられる方で、再設定でもあり、何ら問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号3について承認することに決しました。 続いて番号4から番号5について、39番永濱委員、補足説明をお願いします。
39番	議案第5号番号4から番号5につきまして39番永濱が補足説明をさせていただきます。 番号4について、場所は□□□□地区■●●●地内でございます。□□□□に水田がござい

	ます。これまで△△△△さんが適切に管理しておられますので、再設定でもございますし、問題ないと思います。 番号5について、△△△△の関係でございます。地番□□□□は、■■■■地区□□□□地内の□□□□に隣接する田圃でございます。地番■■■■、□□□□、■■■■は、□□□□でございます。いずれも再設定でございまして、適切に管理されておりますので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号4から番号5について承認することに決しました。 続いて番号6について、41番足立委員、補足説明をお願いします。
41番	議案第5号番号6につきまして41番足立が補足説明をさせていただきます。 現地は□□□□自治会■■■■集落地内、受け手は△△△△です。新規ではございますが、隣接地でも耕作をされていますので、問題なかろうかと思ひます。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号6について承認することに決しました。 次に議案第6号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。事務局説明をお願いします。
事務局	失礼します。農業振興課・農政係の廣田が説明させていただきます。 奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書の資料をご覧ください。今回、除外と用途区分変更の2種類でございます。 除外についてご説明します。件数11件、筆数12筆。面積1,426㎡。整理番号6番7番10番が追認です。 番号1、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積1,495㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者/事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由 墓地。農用地以外に代替すべき土地の有無 自宅周辺の非農地を検討したが、墓地新設につき、周辺住民の理解が得られる非農地がなく断念。3種農地の■■■■番(304㎡)についても検討したが、所有者の理解を得られず断念。代替地は他にない。地域計画達成への支障の有無 計画未策定。集団化、農作業の効率化等への支障 申請地は、谷あい位置し、北側、南側が山林。東側、西側が宅地となっており、農地の集団化、農作業への効率化等への支障はない。担い手に対する農用地利用集積の支障 周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響 雨水は地下浸透するため、該当施設に影響はない。土地改良事業との関係 国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。

事務局

番号2、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積340㎡、うち事業面積5.65㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話基地局。農振法第10条第4項に該当するため、農振法第13条第2項の適用はなく、同条第1項の規定に基づき農用地区域から除外するもの。

番号3、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積876㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者/事業計画者ともに○○○○。除外の理由 墓地。農用地以外に代替すべき土地の有無 自宅周辺の非農地を検討したが、墓地新設につき、周辺住民の理解が得られる非農地がなく断念。最寄りの3種農地■■■■番(183㎡)についても検討したが、自宅からの直線距離が3kmあり、管理が困難なため断念。代替地は他にない。地域計画達成への支障の有無 計画未策定。集団化、農作業の効率化等への支障 申請地は、急峻な斜面に位置し、近隣の農地とは高低差があり農地の集団化、農作業への効率化等への支障はない。担い手に対する農用地利用集積の支障 周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響 雨水は地下浸透するため、該当施設に影響はない。土地改良事業との関係 国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。

番号4、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積426㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者/事業計画者ともに○○○○。除外の理由 墓地。農用地以外に代替すべき土地の有無 自宅周辺の非農地を検討したが、計画面積を確保できる適地がなく断念。最寄りの3種農地■■■■番(160㎡)についても検討したが、自宅からの直線距離が3kmあり、管理が困難なため断念。代替地は他にない。地域計画達成への支障の有無 計画未策定。集団化、農作業の効率化等への支障 申請地は、谷あい位置し、北側は宅地。東側、西側、南側が山林となっており、農地の集団化、農作業への効率化等への支障はない。担い手に対する農用地利用集積の支障 周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響 雨水は地下浸透するため、該当施設に影響はない。土地改良事業との関係 国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。

番号5、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積86㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者/事業計画者ともに○○○○。除外の理由 墓地。農用地以外に代替すべき土地の有無 自宅周辺の非農地を検討したが、計画面積を確保できる適地がなく断念。最寄りの3種農地■■■■番(608㎡)についても検討したが、自宅からの距離が直線距離で4kmあり、管理が困難なため断念。代替地は他にない。地域計画達成への支障の有無 計画未策定。集団化、農作業の効率化等への支障 申請地は、周辺農地とは作物が異なり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。担い手に対する農用地利用集積の支障 周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響 雨水は地下浸透するため、該当施設に影響はない。土地改良事業との関係 国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。

番号6、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積80㎡。土地の所有者/事業計画者ともに○○○○。除外の理由 石垣。

番号6、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積118㎡。土地の所有者/事業計画者ともに○○○○。除外の理由 露天駐車場。

農用地以外に代替すべき土地の有無 自宅周辺の非農地を検討したが、計画面積を確保できる適地がなく断念。最寄りの3種農地と■■■■番(391㎡)についても検討したが、自宅からの距離が直線距離で3kmあり、宅地拡張につき目的と合致しないため断念。代替地は他にない。地域計画達成への支障の有無 計画未策定。集団化、農作業の効率化等への支障 申請地は、周辺農地とは作物が異なり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。担い手に対する農用地利用集積の支障 周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響 雨水は地下浸透するため、該当施設に影響はない。土地改良事業との関係 国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による

事務局	土地の改良事業は実施されていない。 番号7、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積421㎡。土地の所有者/事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由 資材倉庫。農用地以外に代替すべき土地の有無 自宅周辺の非農地を検討したが、計画面積を確保できる適地がなく断念。最寄りの3種農地■■■■番(88㎡)についても検討したが、土地の面積が計画面積に足りないため断念。代替地は他にない。地域計画達成への支障の有無 計画未策定。集団化、農作業の効率化等への支障 申請地は、周辺農地とは作物が異なり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。担い手に対する農用地利用集積の支障 周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響 雨水は申請地東側の排水路に排水するため、該当施設に影響はない。土地改良事業との関係 団体営土地改良総合整備事業、□□□□地区(残地)、完了H2年度。 番号8、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積3636㎡、うち事業面積10㎡。土地の所有者 〇〇〇〇、事業計画者 △△△△。除外の理由 墓地。農用地以外に代替すべき土地の有無 自宅周辺の非農地を検討したが、墓地新設につき、周辺住民の理解が得られる非農地がなく断念。最寄りの3種農地■■■■番(1, 314㎡)についても検討したが、自宅からの距離が直線距離で2kmあり、管理が困難なため断念。代替地は他にない。地域計画達成への支障の有無 計画未策定。集団化、農作業の効率化等への支障 申請地は、北側が宅地に隣接し、東側は山林、西側は住宅地、南側はJRの線路により分断されているため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。担い手に対する農用地利用集積の支障 周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響 雨水は地下浸透するため、該当施設に影響はない。土地改良事業との関係 国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号9、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積241㎡、うち事業面積2. 25㎡。土地の所有者 〇〇〇〇、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話基地局。農振法第10条第4項に該当するため、農振法第13条第2項の適用はなく、同条第1項の規定に基づき農用地区域から除外するもの。 番号10、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積734㎡。土地の所有者/事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由 資材倉庫及び露天駐車場。農用地以外に代替すべき土地の有無 自宅周辺の非農地を検討したが、計画面積を確保できる適地がなく断念。最寄りの3種農地■■■■番(272㎡)についても検討したが、宅地からの距離が直線距離で6kmあり、宅地拡張及び駐車場新設につき目的と合致しないため断念。代替地は他にない。地域計画達成への支障の有無 計画未策定。集団化、農作業の効率化等への支障 申請地は、周辺農地とは作物が異なり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。担い手に対する農用地利用集積の支障 周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響 雨水は、西側の農業用排水路へ排水するため、該当施設に影響はない。土地改良事業との関係 国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号11、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積1, 090㎡、うち事業面積15㎡。土地の所有者/事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由 墓地。農用地以外に代替すべき土地の有無 自宅敷地内での建設を検討したが、計画面積を確保できず断念。最寄りの3種農地■■■■番(272㎡)についても検討したが、宅地からの距離が直線距離で9kmあり、管理が困難なため断念。代替地は他にない。地域計画達成への支障の有無 計画未策定。集団化、農作業の効率化等への支障 申請地は、周辺農地とは作物が異なり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。担い手に対する農用地利用集積の支障 周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。法第3条第3号の施設への影響 雨水は地下浸透するため、該当施設に影響はない。土地改良事業との関係 国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。
-----	--

事務局	以上でございます。詳細については、位置図及び土地利用計画図を添付しております。 次に、用途区分変更についてご説明します。件数1件、筆数1筆。面積1,529㎡(うち事業面積180㎡)。追認案件です。 番号1、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積1,529㎡、うち事業面積180㎡。土地の所有者/事業計画者ともに〇〇〇〇。変更の理由 農業用施設用地。農用地以外に代替すべき土地の有無 地域計画達成への支障の有無 集団化、農作業の効率化等への支障 申請地の北側の農地とは高低差があり、西側、南側は■■■■川により分断され、東側は宅地と山林となっており、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。担い手に対する農用地利用集積の支障 法第3条第3号の施設への影響 該当施設に影響はない。 以上でございます。詳細については、位置図及び土地利用計画図を添付しております。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。 令和5年4月1日から、農地の貸し借りに関する制度が変更になりました。農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法が改正されています。地域計画の区域外において、農地の貸し借りの促進計画を作製するに当たり、利害関係人の意見を聴取することが求められるようになりました。利害関係人について、しまね農業振興公社 永田相談委員より説明があります。 (永田相談委員の説明) ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は6月22日(木)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。